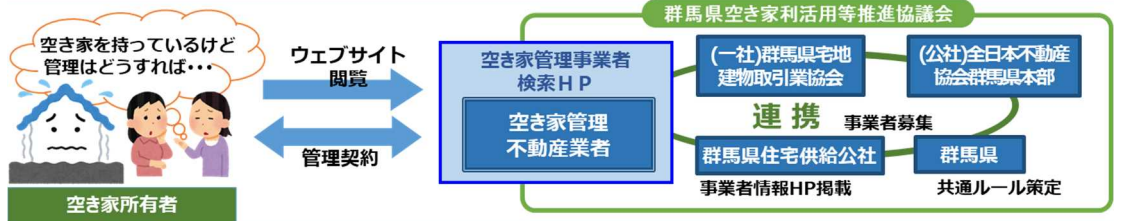


# 空き家の管理を委託できる業者 を検索できるようになりました

空き家の管理を委託できる事業者の情報提供をする  
「空き家管理事業者情報提供制度」を実施しています。

## 【制度イメージ図】



## 【利用方法】

群馬県住宅供給公社ウェブサイトの「空き家の利活用・管理」から「空き家をきちんと管理する」を選択

## 空き家管理業者詳細情報のイメージ



事業者情報	
事業者名	(株)〇〇不動産
代表者名	群馬 太郎
事務所所在地	群馬県大田町〇〇-〇-〇
宅建業免許証番号	群馬県知事(〇)第〇〇〇〇号
営業時間	8:30~17:30
定休日	土、日
電話番号	027-226-xxxx
FAX番号	027-221-xxxx
Eメール	xxx@pref.gunma.lg.jp
URL	http://www.xxx.xxx.co.jp
所属団体	〇〇〇〇〇〇協会
空き家管理情報	
空き家管理エリア	群馬県内
空き家管理サービス料/空き家管理メニュー	Aプラン: 月額〇〇〇〇円 ※室内清掃、通水、換気、敷地内清掃、建物及び敷地確認(以上、月2回)、ポスト整理(毎週郵便にて転送)、写真付報告書(月1回メール配付) Bプラン: 月額〇〇〇〇円 ※敷地内清掃、建物及び敷地内確認(以上、月1回)、ポスト整理(毎週郵便にて転送)、写真付報告書(月1回メール配付) Cプラン: 月額〇〇〇〇円 ※建物及び敷地内確認(月1回)、写真付報告書(月1回メール配付)
空き家管理オプションメニュー	・庭木の剪定 ・除草 ※各種見積りによる
その他(P.R含む)	当社は、〇〇〇〇...

群馬県住宅供給公社 Web サイト <https://www.gunma-jkk.or.jp/>

## 空き家管理事業者を募集しています（申し込み無料）

以下の空き家管理事業者は、事業者情報の掲載ができます。

- (1) 本県に本店、支店、営業所を有する空き家管理事業者であり、一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会群馬県本部へ所属していること。
- (2) 役員又は事務所の代表者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 空き家管理業務を行い、その業務の報告を空き家の所有者等へ行うことができるものであること。

空き家管理事業者の情報提供のお申し込み又は内容変更等がある場合は、**群馬県住宅供給公社すまいの相談センター**へご連絡ください。

◎ 空き家管理内容、料金その他必要な事項に係る空き家管理事業者と空き家所有者の双方の協議及び決定については一切これに関与しません。  
◎ 本制度は、空き家管理事業者情報の提供を目的としたものであり、空き家管理事業者の信頼性を担保したものではありません。また、掲載されていない団体、事業者等を排除、否定するものではありません。  
◎ 空き家管理事業者は、空き家管理業務を依頼する空き家の所有者等に対して、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。  
(1) 依頼主が適切な判断と選択ができるよう、常に正確な情報の提供に努めること。  
(2) 見積りや契約等について誤解が生じないように正確で分かりやすい書面により適切な業務遂行に努めること。  
(3) 依頼主にとって良き相談者となると共に、誠実な対応に努めること。  
(4) 空き家管理事業者は誤解を与えるような広告や営業表現等を行ってはならない。

## 群馬県空き家利活用等推進協議会

(事務局) 群馬県住宅政策課住宅政策係 電話 027-897-2889  
(情報提供の申込先) 群馬県住宅供給公社すまいの相談センター 電話 027-210-6634 (ダイヤル3番)